

ご存知ですか？ 児童扶養手当と特別児童扶養手当

児童扶養手当

母子家庭や父子家庭などで、18歳まで（※1）の児童または中度以上の障がい（※2）を有する20歳未満（※2）の児童を扶養し、下記対象のいずれかに該当する、所得制限限度額【表1】未満の方が受けることができます。

なお、手当を受けるには認定請求が必要で、申請した月の翌月分から支給対象となります。

※1 18歳に達した後の最初の3月31日まで

※2 20歳に達する前日まで

▶対象

次のいずれかに該当する児童を扶養している父もしくは母または父母に代わってその児童を養育している方

- 父母が離婚した児童
- 婚姻によらないで生まれた児童
- 父または母が死亡または生死不明である児童
- 父または母が重度の障がいを有する児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童

▶手当月額（1世帯あたり）

- 全部支給 42,500円 ● 一部支給 42,490円～10,030円

※ 扶養状況に応じて手当てが加算されます

【第2子】全部支給 10,040円、一部支給 10,030円～5,020円

【第3子以降】全部支給 6,020円、一部支給 6,010円～3,010円

▶引き続き受給するには

現在受給されている方や受給資格のある方は、8月中に「現況届」の手続きが必要です。該当する方には、日程などを別途通知します

※ 期間内に手続きをしなかった場合、8月分以降の手当の支給が差し止められます

▶毎年4月、8月、12月の年3回支給します

- 4月支給分 12月～3月分 ● 8月支給分 4月～7月分 ● 12月支給分 8月～11月分

【表1】児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の人数	受給資格者本人		扶養義務者など
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人以上	1人につき38万円ずつ加算		

※ 本人の所得が限度額内であっても、扶養義務者などと同居している場合、その方の所得が限度額を超えていると手当が支給されません

※ 平成30年8月より、全部支給の所得制限限度額が引き上げられました

特別児童扶養手当

20歳未満で、身体または精神に中度以上の障がいを有する児童を監護している父もしくは母または父母に代わってその児童を養育している方のうち、所得制限限度額【表2】未満の方が手当を受けることができます。

なお、手当を受けるには認定請求が必要で、申請した月の翌月分から支給対象となります。

▶手当月額（1世帯あたり）

- 1級（重度）の児童 51,700円
- 2級（中度）の児童 34,430円

▶引き続き受給するには

- 所得状況届の提出

特別児童扶養手当の受給者は、毎年8月12日から9月11日までに「特別児童扶養手当所得状況届」の提出が必要です。該当する方には日程などを別途通知します

※ 期間内に手続きをしなかった場合、8月分以降の手当の支給が差し止められます

- 有期再認定請求

特別児童扶養手当の認定には、障がいの種類、程度により異なりますが、1年から2年程度の有期期間があります。有期期間がある場合、有期再認定を受けなければ、翌月以降の手当が受けられなくなります

▶毎年4月、8月、11月の年3回支給します

- 4月支給分 12月～3月分 ● 8月支給分 4月～7月分 ● 11月支給分 8月～11月分

【表2】特別児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の人数	受給資格者本人	配偶者・扶養義務者
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人以上	1人につき38万円ずつ加算	1人につき21万3千円ずつ加算

※ 本人の所得が限度額内であっても、扶養義務者などと同居している場合、その方の所得が限度額を超えていると手当が支給されません

【お問い合わせ】 子育て支援係 ☎ 2 1 2 1